

日中に常右衛門へ申直し、如本に可仕旨申候。馬持共誤り候間、明日迄相待可申候由申聞候得共、中々合点不仕、猶豫仕候はゞ家をも打潰し可申など、ひしめき候に付、無是非最前の願人共、早速常右衛門宅へ罷越、右の段々申達候。左候はゞ如本に申含遣候。仍之川曳の者共いづれも致退散候由。

一、駿臺雜話の内訂正之儀室鳩巢來狀

雜話の内相違の所申進候所、重衡大佛殿を焚却の儀、頼朝の前にて後悔の儀被申候様に調候所、其後盛衰記致一覽候所に、法然上人に逢候ての申様に候。然れば頼朝へは不申儀と相見え候由被仰越候。平家物語など書拔給過分に候。此所改候て『鎌倉にて頼朝の前にて陳謝し、京師にて法然に邂逅しても此事をいひ出て、ふかくやみしは罪障懺悔とや思はれけん。云云。』と可致候。其外瀧口番が事に付、天野藤内遠景が所に高麗うち平げんと申所、『其後鎮西の任はてゝ歸りしが上洛の時云云。』と改申度候。其所に引候井上清左衛門は、新左衛門の由、前年青地氏へ申遣候旨。左候はゞ覺違候と存候間、新左衛門に改可申候。且又兵法

を論じ申所に『畏威て一人も節義を踰る事なし。』節義は節制可然旨、此度藤太夫殿より被申越候。成程節制に改可然候。前兩段の事も、禮
弊より申進候。

一、江戸にて時疫流行の事

六月廿日夜九時過、東南の方に當り大炮等の響の如く、連て三聲家屋鳴動す。立山・白山等の内拔出で崩落候かと覺候。數日承合候得共、左様の注進も無之候。京・大坂等も同事の體にて、賀州向山拔出候かと怪み候旨申來候。江戸より申來候は、信州淺間山焼拔候。五十年來無之大焼にて、其烟灰武州板橋邊迄も參り候由也。扱七月十日比より、金澤城下時疫流行、家々不相染者は頗少し。輕重有之、或十日許り重は廿日許も相煩候。寒熱甚敷食氣無之、頭痛嘔逆仕候。至て輕き者は二三日打臥候。江戸より申來候趣は、七月十一・二日比より風邪流行、江戸中一人も不煩者無之候。就中御老中にては松平伊豆守殿、若年寄衆にては小出信濃守殿は御煩無之、其外何も諸役人中被煩、御用番可被頼様も無之、宅々にて御用御勤候旨、十七日回狀に申來候。御城御番所々々に番人無之、御縮に成所も有之候由。此方御

邸内にて年寄衆は前田修理、御客方御用は溝口舍人、組頭は富永數馬、御用所は澤田源太夫、御近習には丹羽澤右衛門・武田判太夫、御臺所にて原惣兵衛此分不相煩、其外は不殘相煩候。此輩も無理押に相勤候。表御小姓は頭組共不殘相煩、御近習番三人にて相勤候。御式臺取次十六人の内十一人、新番十三人の内十一人相煩候。與力大半番引、足輕四百五十人、御臺所もの八十五人の内七十人、小人は猶更相煩候。火の見番所も北一箇所は相止候。時廻の足輕無之小者を相廻し候。小屋々々飯焚可申様無之、病人の内少人心地付申者起出候迄相待候。商賣も相止候。馬は別條無之候。犬并鴉は死申も相見え候。十二日より天氣蒙々敷、日中も暮比の様有之候。十八日より天も晴れ、いはゞ夜の明申様に罷成、人心も付罷出者も御座候。是にて段々敷可有之やと存候。以上。

七月十八日

猶以御屋形坊主四人ならで無之所により、御手木足輕を召使申候。か様には候得共大槻傳藏へは、當十八日御加増百石被下候。前知都合五百八十石に罷成候。稀代の御寵臣と

も可申候。以上。

一、江戸邸の病死者

七月廿九日の書中。江戸中の死人無際限事に御座候。當中旬より御弔使出不申日は今日迄無御座候。戸田采女正殿も御病死にて、今日御弔被仰遣候。御邸内歴々にては、小寺市右衛門足輕小頭以下夥敷事に御座候。御城内紅葉山邊、林中にて死申鴉夥敷事にて、死骸を俵に仕出申候。川魚の死申儀も夥敷候。齋藤長八殿知行所、戸田川の邊に有之候。知行所にて鰻の死申儀甚敷事故、公儀へ御届申上候程の儀とて、昨日長八郎殿物語御座候云々。加賀・越中等にて犬・鴉等死申儀は且て不承候。左候へば疫勢薄故にても候か。人の死は甚敷候。七月廿日比より町中御郡方等日々夥敷由申候得共、員數は不承候。士列の分左の通に候。

- | | | |
|--------|---------|------------|
| 奥村源左衛門 | 前田治郎 | 河野半丞 |
| 吉江左兵衛 | 津田權太夫 | 有澤彌三郎 |
| 高桑正悦 | 伊東半右衛門 | 山科意安 |
| 梅田喜平次 | 丹羽武兵衛妻 | 寺西清左衛門母 |
| 奥村主税妹 | 駒井吉郎兵衛妻 | 長甲斐守殿祖母瑞殿院 |